

仕 様 書

社会貢献活動支援型自動販売機設置事業者募集

1 募集物件

別表 1 のとおり

2 貸付期間

別表 2 のとおりとし、貸付期間の更新はしない。ただし、設置期間の満了前であっても、県が行政財産を公共用、公用若しくは公益事業等の用に供する必要が生じたとき又は設置事業者が貸付条件に違反する行為を行ったときは、貸付契約を解除することがある。

貸付期間が混在するので注意すること。

3 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、地方自治法第238条の4第2項の規定に基づき、高知県が設置事業者に対し、庁舎の余剰部分を契約行為として賃貸する方法により行い、貸付期間は、上記 2 に明示した貸付期間とし、以後の更新は行わないものとする。

(2) 貸付料

売上実績に納付料率を乗じ消費税及び地方消費税を加算した納付金を、貸付料とする。ただし、最低納付料率は、10パーセント以上とする。

(3) 販売品目

ア 販売品目は、「茶飲料」を含めた一般市場で認知、支持されている清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料の販売は一切認めない。

イ 特に定めのない募集番号は、1品目以上の「高知県産品」に該当する清涼飲料水を貸付期間中において通年販売すること。特に容器を指定したもの以外は、容器の種類は自由とする。

ウ 「高知県産品」については、下記のいずれかに該当する必要がある。

① 商品の主要な原材料が高知県産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。

② 商品の主要な原材料が高知県内産であって、高知県外の事業者により製造または加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

- ③ 商品の主要な原材料が高知県外産で、その製造または加工の最終段階を県内事業者が行っていること。
- (4) 使用済容器回収箱の設置
- 貸付面積の寸法内に、自動販売機で販売する飲料水の使用済容器の回収箱（投入口を下向きにする等の新機能を持つ回収箱の設置を推奨）を設置すること。
- (5) 自動販売機の仕様及び規格
- ア 貸付面積
- 貸付面積には、転倒防止板、放熱余地、回収箱等の設置部分を含む。
- イ ユニバーサルデザイン機の設置
- ユニバーサルデザイン機の設置を条件としている指定場所以外の施設にあっても、可能な限りユニバーサルデザイン機の設置に努めること。
- なお、ユニバーサルデザイン機とは、自動販売機のカタログに、ユニバーサルデザイン機と明記されているもの又は同等のカスタマイズを行ったものとする。また、自動販売機は複数種類の電子マネーが使用できるものとし、令和6年12月現在で主に流通している紙幣・硬貨も使用できること。
- ウ 省エネ対策
- ノンフロン対応機、省エネ技術が採用された機種とすること。
- また、自動販売機本体の照明の減灯及び消灯に努めること。
- エ デザイン
- 外色は原則、白地無地又は灰色無地とし、公序良俗に反しないものであること。
- (6) 安全対策
- ア 「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した転倒対策を行い、できる限り庁舎躯体に負担のかからない方法で設置すること。
- なお、自動販売機の設置に伴う事故については、高知県の責に帰することが明らかな場合を除き、高知県はその責を負わない。
- イ 「食品、添加物の規格基準」(食品衛生法)、「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」(業界自主基準)等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。
- (7) 維持管理責任
- 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理など、自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
- なお、自動販売機の故障発生時等の対応、商品の補充、売上代金の回収等

を他者に行わせようとする場合は、自動販売機を設置しようとする日までに、当該他者との間で委託契約又は協定等を締結していなければならないものとする。その場合にあっては、設置事業者として審査の決定を受けた後、当該委託契約書又は協定等を締結し、「飲料用自動販売機の管理関係証明書（様式第9号）」及び当該委託契約書又は協定書の書類の写しを提出する必要がある。ただし、上記全てを他の者に委託することはできない。

(8) 食品衛生法に基づく許可の取得

カップ式自動販売機の設置に当たっては、喫茶店営業の許可を取得し、自動販売機本体に許可証の掲示を行うこと。

また、乳類の自動販売機の設置に当たっては、乳類販売業許可を取得し、自動販売機本体に許可証の掲示を行うこと。

(9) 費用負担

下記の事項の費用は、全て自動販売機設置事業者の負担とする。

ア 自動販売機の購入、設置、更新、撤去、保守・故障対応等の経費

イ 自動販売機に装着する漏電・漏水等安全対策に要する経費

ウ 商品の補充、売上金回収等に要する経費

エ 自動販売機の設置に伴い生じた電気・排水工事の経費

オ 自動販売機に設置する「子メーター電力計」の経費

カ 自動販売機に附帯して使用するインターネット、電話回線等の経費

キ 自動販売機設置に伴う光熱水費等の日常管理経費

なお、電気使用料については、毎月末日の子メーター指示値により計測した消費電力量に基づき計算した金額を使用料とし、高知県が発行する納入通知書により、高知県の指定する期日までに全額納付すること。

4 商品販売価格（消費税及び地方消費税を含む。）

全販売商品について、市場価格より、10円引きの販売価格とするが、この販売価格より低額で販売を行うことについて支障はない。ただし、企画提案された商品販売価格については審査基準の対象としない。

5 県へ納付する納付金

- (1) 売上納付金は、自動販売機の各月の売上実績額（税込）を合計した金額に、提案された納付料率を乗じ、さらに消費税及び地方消費税を加算した額とする。

加算する消費税及び地方消費税の税率は、10パーセントの適用となる。

- (2) 設置事業者は、各月ごとの売上合計額が確認できる売上実績を、県の指定した期日までに様式第10号により報告すること。
- (3) 設置事業者は、年度ごとの売上合計本数等が確認できる売上実績を、県の

指定した期日までに様式第11号により報告すること。

- (3) 売上納付金は、上記(2)の設置事業者の売上実績報告に基づき高知県が発行する納入通知書により、高知県の指定する期日までに全額納付すること。

6 原状回復

設置事業者は、県有財産有償貸付契約が満了または契約が解除された場合は、速やかに原状回復する義務がある。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を高知県に請求することはできない。